

# JIS

## 内燃機関－機関出力の決定方法及び 測定方法－共通要求事項

JIS B 8003 : 2005  
(ISO 15550 : 2002)  
(JICEF/JSA)

平成 17 年 10 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 産業機械技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	朝 田 泰 英	財団法人電力中央研究所
(委員)	永 壽 伴 章	独立行政法人産業技術総合研究所
	大 地 昭 生	日本内燃機関連合会
	大 湯 孝 明	社団法人日本農業機械工業会
	小 栗 邦 夫	農林水産省
	関 克 己	国土交通省
	関 誠 夫	財団法人エンジニアリング振興協会
	寺 岡 忠 嗣	厚生労働省
	平 野 正 明	社団法人日本機械工業連合会
	藤 咲 浩 二	社団法人日本産業機械工業会
	宮 川 嘉 朗	社団法人全国木工機械工業会
	山 名 良	社団法人日本建設機械化協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.10.20

官 報 公 示：平成 17.10.20

原 案 作 成 者：日本内燃機関連合会

(〒105-0004 東京都港区新橋 1-6-6 木村ビル TEL 03-3574-7882)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：産業機械技術専門委員会 (委員長 朝田 泰英)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本内燃機関連合会(JICEF)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 15550:2002**, Internal combustion engines – Determination and method for the measurement of engine power – General requirements を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

**JIS B 8003** には、次に示す附属書がある。

附属書 A (参考) 調整されない機関 (事前設定された機関) の出力修正の例

## 目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	2
3. 用語及び定義	4
4. 記号	11
5. 標準大気条件	15
6. 試験	16
6.1 全般	16
6.2 試験方法 1	16
6.3 試験方法 2	21
7. 出力修正方法	23
7.1 全般	23
7.2 試験時の大気条件	23
7.3 無過給及び過給火花点火機関（給気冷却あり及びなし）の出力修正係数 $\alpha_a$	24
7.4 圧縮点火（ディーゼル）機関に対する修正係数 $\alpha_c$	24
7.5 他の形式の機関	25
8. 圧縮点火（ディーゼル）機関に対する排気煙濃度の測定と修正	25
8.1 全般	25
8.2 排気煙光吸収係数に対する修正係数	26
8.3 排気煙光吸収係数に対する修正係数の決定	26
8.4 適用の制限	26
9. 試験報告	26
9.1 試験方法 1	26
9.2 試験方法 2	26
附属書 A（参考）調整されない機関（事前設定された機関）の出力修正の例	37
解 説	41

# 内燃機関－機関出力の決定方法及び測定方法－ 共通要求事項

## Internal combustion engines－Determination and method for the measurement of engine power－General requirements

**序文** この規格は、2002年に第1版として発行された **ISO 15550**, Internal combustion engines－Determination and method for the measurement of engine power－General requirements を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

### 1. 適用範囲

**1.1** この規格は、商取引を目的に生産する液体燃料又はガス燃料を用いる内燃機関の標準大気条件、出力・燃料消費量・潤滑油消費量の表示及び試験方法について規定する。この規格は、次の機関に適用する。

- a) 往復動内燃機関（火花点火機関又は圧縮点火機関）。ただし、自由ピストン機関を除く。
- b) ロータリーエンジン

これらの機関は、無過給機関、又は機械過給機若しくはターボ過給機を用いた過給機関である。

**1.2** この規格は、航空機を駆動する機関を除いた次のような用途のすべての往復動内燃機関に適用する。また、用途によって括弧内に示す周辺規格がある（**1.3**の参考を参照）。

- a) 一般機関用（**JIS B 8002-1**）
- b) 自動車用（**ISO 1585** 及び **JIS D 1001**）
- c) 二輪車用（**ISO 4106**）
- d) 農業用トラクタと機械用
- e) 土工機械用（**JIS D 0006-1**）
- f) 長さが24 m以下のボート類（**JIS F 0405**）

この規格は、道路工事機械、土工機械及び産業用トラックに用いられる機関、並びに適用する日本工業規格がないその他の機関に適用してもよい。また、機関製造業者の工場の台上測定及び現地測定に適用してもよい。

**1.3** 個々の機関用途に対するそれぞれの要求事項は、関連する周辺規格（Satellite Standard）に規定する。

ある特定の機関用途に対する要求事項を完全に規定するためには、この共通規格（Core Standard）は、関係する周辺規格とともに適用しなければならない。

**備考** この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21**に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。